日新火災海上保険株式会社 宛

契約取扱者が代理店の場合は、保険契約の締結の代理権を有しております。

A06 原票種別	住宅安心保険 / すまいの保険	20165

火災保険契約申込書（家計火災用）

（ご契約内容確認書兼地震保険契約内容確認書兼用）

計上区分	234 新規1	中途更改2	満期更改3	272 再計上1

A01 証券番号 ［　　］ 枝番

保険始期 令和7年1月1日以降用

【はじめに】 お手続きの前にご記入ください。※ご住所のフリガナも地番、部屋番号等、最後までご記入ください。

011 契約者（申込人）ご住所	（フリガナ） A84 〒 － 住所コード 012	010 連絡先	☎（　　）－
	（漢　字）	B64 携帯	☎（　　）－
		993 勤務先	☎（　　）－
002 003 004 005 契約者（申込人）ご氏名	（フリガナ） 契約者コード 008	992 勤務先名	
	（漢　字） ご署名（法人の場合は記名・ご捺印）は申込書（2/2）右下です。 様	038 所属部署名	
		036 所属部署コード	
991 生年月日 大2 昭3 平4 令5 年 月 日	006 個人 法人 個人1 法人3	994 家族人数（含本人） 人	037 社員コード

［ご注意］Ⓐ本申込書の1～5の項目は、お客さまが今回お申込みされる保険契約が「お客さまのご意向に沿った内容になっていること」、「ご加入いただく保険契約の内容や保険料が適切であること」をご確認いただく項目です。最後に6のチェック欄にチェックのうえ、ご署名（法人の場合は記名・ご捺印）をお願いいたします。Ⓑ★または☆が付された事項（保険契約明細書の同一の項目を含みます。）は、ご契約内容に関する重要な事項（告知義務に該当する事項）です。これらの内容が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。ご契約にあたり、お客さまからご申告いただく事項は以下の★または☆、弊社で把握いたしました建物の所有関係に関するお客さまのご意向は、以下の△(保険契約明細書の同一の項目を含みます。)のとおりです。※ご意向については、一部推定を含む場合があります。

※次の事項は、各条件に合致する場合に限り★または☆に該当します。『面積：建物管理賠償責任補償特約セット時』『年間行事回数：管理組合役員・行事参加者の傷害一時金補償特約セット時』『総戸室数：マンションドクターの場合または個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）セット時』『建築年月：保険の対象に建物を含む場合』『店舗戸室数：個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）セット時』『事故件数：マンションドクターの場合』

◆印の項目…ご契約者の訂正署名（法人の場合は訂正印）が必要です。項目の範囲は 太枠 で示しています。

274 自他別	他人1	自己2	特定3

1 保険期間についてご記入ください。

◆保険期間　火災保険　C21 令和5 030 年 月 日 032 午前1 午後2 時から C22 令和5 031 年 月 日 4時まで　033 年 月 日間　地震保険　火災保険に同じ　火災保険の始期から 1年 5年

2 「保険の対象」、「保険の対象となる建物や家財の所在地と所有者」、「構造」、「用法」等についてご記入ください。

保険の対象	建物　家財※　高額貴金属等 ※家財をセットした場合、高額貴金属等は1事故100万円まで自動補償	別紙明細のとおり ➡ 024 入力有1 非入力有2
保険の対象の所有者（被保険者）	160 ご契約者と異なる場合のみ記入（カタカナ）	G55 被保険者区分　個人のみ1　法人のみ2　個人および法人3
特約の被保険者等 ※被保険者およびその範囲については「契約のしおり」をご確認ください。	個人賠償総合/被害事故放弁護士費用　175（本人の指定）ご契約者と異なる場合のみ記入（カタカナ）	
	借家賠・修理費用総合/建物管理賠償　183（被保険者、本人の指定）ご契約者と異なる場合のみ記入（カタカナ）	
☆保険の対象の所在地	185 契約者ご住所と異なる場合のみ記入（カタカナ）	
	水災等地 S51	コード 186
△ G85 建物の所有関係	所有1　賃貸・その他2	G44 指定物件　別宅・別荘2
G76 マンション診断実施日	平4 令5 年 月 日 ※診断を実施した場合は、診断項目チェック表も入力のこと	G83 診断不要（築10年未満）2
		S50 年間行事回数 ★
ローン完済予定年月（自動継続停止年月） G82	平4 令5 年 月 ※お支払方法が「自動継続5年」の場合に記入	S49 事故件数 ★ ※1

収容する建物の構造・用法 保険の対象である建物および家財を

G53 ☆構造※				370 級別※	366 ☆用法	階数
コンクリート造 01	耐火被覆鉄骨造 06	土蔵造 11	特定避難時間倒壊等防止建築物 16	M構造（共同住宅）M	1級 1	専用住宅 5	363 地上
コンクリートブロック造 02	準耐火建築物 07	枠組壁工法建物 12	その他 14	T構造（耐火）T	2級 2	共同住宅 6	
れんが造 03	鉄骨造 08	木造 13		H構造（非耐火）H	3級 3	共同（併用）住宅 P	364 地下
石造 04	省令準耐火建物 09	耐火構造建築物 15		K構造（経過措置）K	K級（経過措置）K	併用住宅 1	
耐火建築物 05	木造コンクリート板張造 10	すまいの保険（お家ドクター）で一般物件の場合は1・2・3・Kから選択					G30 部屋番号

189 ☆上記「構造」が「その他」の場合は全体をカナで記入

☆職業・作業等の名称 ※用法が併用住宅・共同（併用）住宅の場合、記入　367 ※作業人員が5名以上の場合、作業割増が加算されます。　425 職作業区分 職業1 作業2　F74 職作業コード

☆保険の対象の範囲（建物） ※用法が共同住宅・共同（併用）住宅の場合、記入

399 戸室の場合	共用部分を含む1	共用部分を含まない0
399 戸室以外の場合	建物（全体・一部）3	共用部分一括2

369 ☆面積（占有）	※建物全体または共用部分一括を保険の対象とする場合は、延べ床面積を記入 ㎡	351 物件別	住宅4　一般1
426 ☆建築年月	明1 大2 昭3 平4 令5 年 月	※建築年不明の場合に記入 G75 築年数 不明2	G97 ☆総戸室数
			G41 ☆店舗戸室数（事務所除く）

3 保険の対象である建物または家財の評価額についてご記入ください。

建物	建物の評価基準は新価額です。以下の評価額の範囲内で保険金額を設定してください。		
	374 ◆評価額 千円	G45 評価方法	新簡易評価基準4　新築費単価法（マンション評価）2 ➡ 評価コード 402
			年次別指数法（建築年月記入必須）1 ➡ 新築時価額 F95 千円　個別調査3 ➡ G47 その他評価方法（鑑定・市場価格など（英数カナ15文字））
	G49 評価額設定年月 平4 令5 年 月	G46 評価特記事項	特殊構造、購入メーカー、商品名等（英数カナ20文字）
家財	家財の評価基準は新価額です。（3/13）の家財簡易評価表等を参考に評価額を確認のうえ、100万円単位で保険金額を設定してください。		

4 保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無・内容についてご記入ください。

★他の保険契約等	G58	保険の対象等		建物		家財	G61 個人賠償・建物管理賠償	392 住宅金融支援機構等の特約火災	G64 その他保険種類等（英数カナ20文字）
	有1	他契約合算保険金額（合算支払限度額）	火災	G59 千円	火災	G60 千円	有1	有1	
			地震	G80 千円	地震	G81 千円			

特記事項（英数カナ104文字）190

代理店使用欄				確認資料			会社使用欄																	
267 営業所				G56 地震	有1		220 作業区分	218 証券発行作業	333 承認No.		236 会社種類	国新14 他社（　）	241 代理店分担	有1	341 精算区分	一括1 個別2	243 パターン							
269 社員				G57 構造	省令準耐火1 耐火準耐火2 経過措置3		事後処理 要0	不要1	275 特殊代手 %	前契約	238 種類													
整理番号							特約添付1	送付先 営業2 業務3	224 保険料ローン 有1		237 証番		263 会社整理（英数カナ10文字）											
264 代理店整理（英数カナ10文字）				G84 所在地	申込書上の所在地と同一であることを確認済1		非入力明細2	始期後発行7	C42 デフレ率 %		210 フォルダNo.													
219 写追加	枚	配偶者確認 C52	有1				質権 有3		C41 CD率 %		240 共同保険	幹事1	340 精算区分	扱1 引継合2	342 引継合保険料	% 円								
							273 原票分割 有1		C40 デフレ承認No.									265 社員	本入1	紹介3	社員No.			

代理人	ご契約者との関係（続柄）	配偶者	3親等内の同居の親族	その他（委任状要）［　　］	委任確認日	年 月 日	代理人契約の確認者	署名

※1マンションドクターの場合、記入・確認必須

※耐火・準耐火・省令準耐火建物や経過措置で確認資料が必要な場合は必ずご提出ください。

5 補償内容をご確認ください。お客さまのご意向・情報に基づき、以下の補償内容をご案内しています。以下の補償内容がご希望に沿わない場合は、募集人にお申出ください。

保険種目	021 住宅安心保険 2013	すまいの保険（お家ドクター）2015	すまいの保険（マンションドクター）2016	地震保険	020 有 1

保険の対象		◆保険金額（支払限度額）	◆付保割合	適用料率	保険料
建物	火災	058 千円	378	100	115 円
	地震	059 千円	すまいの保険（お家ドクター）は100%になります。	101	116 円
197 家財 2	火災	060 千円		102	117 円
	地震	061 千円		103	118 円
198 高額貴金属等 ※2 7	火災	062 5000 10000 千円		104	119 円
火災保険・地震保険合計		053 火災 千円			109 火災 円
		054 地震 千円			110 地震 円

※2家財をセットした場合、高額貴金属等は保険金額（指定がない場合は100万円）まで補償

住宅安心保険

208 ◆特約

落下飛来衝突対象外 4C	盗難対象外 4F	水濡れ対象外 4D	破損汚損等対象外 4J	指定工務店 7J	個人賠償保管物対象外 5C	集合団 T9 T8
免責金額変更（風災・雪災・雪災危険用:5万円）7M	免責金額変更（水濡れ危険用:5万円）7N					

208 その他の特約コード　209 その他の特約名

家賃損失補償特約：411家賃月額 千円　418明細NO　412 約定復旧期間 か月　算出式 413基礎 ×414係数 ＝108料率

特約名	◆保険金額（支払限度額）	保険料
持ち出し家財	069 千円	129 円
個人賠償総合	保管物100千円 055 千円	112 円
借家賠・修理費用総合	修理費用3000千円 056 千円	113 円
類焼損害	067 千円	124 円
建物管理賠償	068 千円	125 円
被害事故弁護士費用	082 千円	143 円
仮すまい費用		127 円
家賃損失補償特約	057 千円	114 円

すまいの保険（お家ドクター、マンションドクター）

208 ◆特約

風災・雹・雪災補償（20万円PC払）J1	風災・雹・雪災補償（実損払）V7	水災補償（定率払）V1	水災補償（実損払）J2	盗難水濡れ等補償 J3	破損汚損等補償 J4	指定工務店 7J	事故時諸費用（10%払）V2	電気的機械的事故 4B	水濡れ原因調査費用（支払限度額:10,000千円）V5
免責金額変更（風災・雪災・雪災危険用:5万円）7P	免責金額変更（水濡れ危険用:5万円）7Q	（個人賠償保管物対象外）5C	修理付帯費用（管理組合用）V3	修理付帯費用（お家ドクター用）7L	残存物取片づけ費用 V9				

208 その他の特約コード　209 その他の特約名

家賃損失補償特約：411家賃月額 千円　418明細NO　412 約定復旧期間 か月　算出式 413基礎 ×414係数 ＝108料率

特約名	◆保険金額（支払限度額）	保険料
個人賠償総合	保管物100千円 055 千円	112 円
類焼損害【すまい（お家ドクター）のみ】	067 千円	124 円
建物管理賠償	068 千円	125 円
管理組合役員賠償・対応費用【すまい（マンションドクター）のみ】	083 千円	149 円
被害事故弁護士費用【すまい（お家ドクター）のみ】	082 千円	143 円
仮すまい費用【すまい（お家ドクター）のみ】		127 円
家賃損失補償特約【すまい（お家ドクター）のみ】	057 千円	114 円

188 保険料の割引・割増

地震建築年割引 5A	耐震診断割引 5F	地震耐震等級割引：耐震等級1 5B	耐震等級2 5C	耐震等級3 5D	免震建築物割引 5E	指定工務店割引 8N	職業割増 70	作業割増 75	割増率 386

集団 大口団体 6A　割引率 B51 %　188 その他の割引・割増コード

合計保険料（分割払・団体扱・集団扱は1回分）	157 円
年額保険料（分割払・団体扱・集団扱）	158 円
初回保険料	159 円

◆お客さま自己負担額（免責金額）1事故

住宅安心・お家ドクター	損害保険金 094 0円 ※3 50千円 ※4 100千円 ※5　※3 破損汚損等事故は50千円 （保険の対象ごと）　※4 適質・預貯金証書の盗難、お家ドクターの水災補償（定率払）は0円 （住宅安心）預貯金証書盗難0円）（住宅安心・すまい（お家ドクター））個人賠償総合（保管物賠償責任）5千円 （注）管理組合役員賠償対応費用の弁護士相談等費用：10千円、宅配ロッカー内動産補償：5千円
マンションドクター	損害保険金 094 千円　個人賠償（包括）095 千円　建物管理賠償 096 千円　←以下のいずれかの金額（千円単位）から選択可 0※6、50、100、200、300※6　※5 破損汚損等事故、電気的機械的事故は10千円 ※6 300千円は個人賠償（包括）、建物管理賠償のみ選択可

保険料のお支払方法

		保険期間1年以下	保険期間1年超							初回保険料	2回目以降 ※7
一般のお客さま	お支払方法 回数	一時払 / 043 分割 2 / 044 12回払 01 / 045 12 / 208 自動継続1年 96 ※継続期間は最長5年です。	火災保険	一時払	208 長期一括 18	208 自動継続5年（長期一括）5Z 18	043 長期年払 5 208 20	自動継続 208 1Y 口座振替 / 208 7Y コンビニ払 / 208 8Y 請求書払	現金払 / 221その他	042 口座振替 2 / 現金払 1
			地震保険	208 自動継続1年 30	地震長期一括払 89	自動継続1年 30	地震長期一括払 89	自動継続1年 30	自動継続1年 30	※初回保険料が口座振替の場合は、2回目以降も初回と同じお支払方法になります。	
	口座振替他契約	255 有 3　保険料を下記契約の指定口座より振替します。※ご契約者と預金者名が同じ場合に限ります。	B89 口座振替請求合算	左記契約との保険料の合算を希望 する 1 / しない 0	※「合算しない」に○印がない場合は他の口座振替契約と合算して請求させていただきます。		049 分割払 払込期日 毎月 日	記入のない場合は月の末日。ただし、口座振替のときは所定の振替日			
		A82 種目 火災 20 / 積特 11 / 自動車 30 / その他（ ） A83 証券番号	C01 振替済通知ハガキ	要 1 / 不要 0	口座振替他契約が「有」の場合は、必ずどちらかに○印をつけてください。		口座振替振替日 弊社の指定する日（金融機関休業日の場合は翌営業日）				
団体扱・集団扱のお客さま		043 団体扱・集団扱 4	045 お支払回数	一時払 / 分割 12回 01 12	040 第1回分割保険料の即収	する 2 / しない 1	払込開始年月 C23 039 令和5 年 月				

261 ご契約者と被保険者の関係（保険の対象の所有者）：同居の親族 1 / 別居の扶養親族 2 / 配偶者 3 / 配偶者の同居の親族 4 / 配偶者の別居の扶養親族 5　← ご契約者と被保険者が同じ場合は記入不要です。

※7 コンビニ払・請求書払の場合：長期一括・地震セットのとき、地震自動継続2回目以降のお支払方法を記入します。
ご契約の内容により上記以外の各種特約が適用されます。詳細はご契約のしおり等によりご確認ください。

紙約款をご希望の場合のみ○をしてください。
※ペーパーレスによる地球環境保護の促進のため、インターネット約款を推奨しています。
B85 紙約款を希望します。 2

6 ご契約の前に最終のチェックをお願いします。

内容確認

1. 保険期間、保険の対象、保険の対象となる建物や家財の所在地と所有者、構造、用法、評価額、保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無等について、記載内容が正しいことを確認しました。 → はい
2. 保険金額、補償内容、地震保険の加入の有無、保険料のお支払方法が希望どおりであることを確認しました。 → はい
3. 建物の性能や建築年等により適用できる割引およびその条件（必要な書類等）を確認し、記載内容が正しいことを確認しました。 → はい
4. 重要事項説明書の「補償の重複」について確認しました。 → はい
5. 〈指定工務店特約をセットする場合〉事故が起きたときに日新火災に連絡すること、日新火災指定の工務店が建物を修理すること等、重要事項説明書の「指定工務店特約」の内容を確認しました。 → はい

申込書および重要事項説明書により契約内容が意向に沿ったものであることを確認しました。普通保険約款、特約および利用規定が適用されることを承認のうえ、保険契約を申し込みます。重要事項説明書を受領し、お客さま情報の取扱いについても同意します。この申込書に記載した事項は、事実と相違ないことを被保険者とともに誓約します。

電話募集	受付日時	C04 令和5 年 月 日	C05 午前1 午後2 時 分
申込日	C20 令和5	015 年 月 日	印字内容訂正 あり
契約者ご署名			

個人の場合はフルネームで自署、法人の場合は記名・ご捺印ください。
※電話募集対象契約がご確認ください。 B87 T

居住用の建物または家財に地震保険をセットしない場合は必ずご署名ください。

地震保険ご確認欄

地震保険は申し込みません。
個人の場合はフルネームで自署、法人の場合はご捺印ください。

建物・家財両方に加入され、一方のみに地震保険をセットする場合にご記入ください。
建物 家財 にはセットしません。

保険料領収日	C24 令和5 222 年 月 日	領収証番号	A07

地震保険承諾日時（地震防災対策強化地域）：G86 390 令和5 年 月 日 時 分

備考欄	028 担当店	035 団体・集団	検印
証券番号 / 枝番	029 代理店・仲立人	C03 募集人 氏名： ID：	

必要事項を十分に説明のうえ、お客さまのご希望を確認しました。

（取扱者用）募集人の氏名・ID、保険料を領収した場合は保険会社提出用のみ保険料領収日・領収証番号をお忘れなく記入願います。

（取扱者用）初回保険料が口座振替の場合は1Y、コンビニ払は7Y、請求書払は8Yを入力してください。

団体扱・集団扱でご契約いただく場合

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく場合は、ご契約者および被保険者が次の条件に該当する方に限られます。ご契約者と被保険者の関係をご確認のうえ、申込書の「ご契約者と被保険者の関係（保険の対象の所有者）」欄の該当する項目に○印をご記入ください。

	団　体　扱	集　団　扱
ご契約者	団体に勤務し毎月給与の支払を受けている方 ※所定の手続きを経た団体に限り、勤務していた団体を退職した方も対象となります。	集団ご自身／集団の役員および従業員の方／集団の構成員／集団の構成員の役員および従業員の方
被保険者	ご契約者／ご契約者の配偶者／ご契約者またはその配偶者の同居の親族／ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族 ※親族とは、①配偶者、②6親等内の血族、③3親等内の姻族のいずれかに該当する方をいいます。	

物件別コード

住　宅　物　件	4
一　般　物　件	1

お支払方法コード表

お支払方法		コード
満　返　相　殺	（全部）	2
	（一部）	3

構造・用法コード

構　造	コード	用　法	コード
コンクリート造	01	併用住宅	1
コンクリートブロック造	02	専用住宅	5
れんが造	03	共同住宅	6
石造	04	共同（併用）住宅	P
耐火建築物	05		
耐火被覆鉄骨造	06		
準耐火建築物	07		
鉄骨造	08		
省令準耐火建物	09		
木造コンクリート板張等	10		
土蔵造	11		
枠組壁工法建物	12		
木造	13		
耐火構造建築物	15		
特定避難時間倒壊等防止建築物	16		
その他※	14		

※当該コードを適用する場合は実際の保険の対象の具体名を必ずカナで記入

家財簡易評価表（再購入に要する価額）2022年4月現在

家族構成／世帯主年齢	大人2人	大人2人＋子供1人	大人2人＋子供2人	単　身
25歳前後・未満	520万円	600万円	680万円	310万円
30歳　前　後	700万円	780万円	870万円	
40歳　前　後	1,190万円	1,270万円	1,350万円	
50歳前後・以上	1,450万円	1,530万円	1,610万円	

※この表に該当しない場合は、1名あたり大人130万円、子供80万円を加算します。
※この表のほか、実際に所有される家財を積算する方法もあります。
※高額貴金属等の評価基準は時価額となります。

保険の対象コード

対　象	コード
建　物	1
家　財	2
高額貴金属等	7

元号コード表

和　暦	コード
明　治	1
大　正	2
昭　和	3
平　成	4
令　和	5

保険料の割引・割増コード

職業割増	70	耐震等級割引（耐震等級1）	5B	免震建築物割引	5E	大口団体割引5%～15%	6A
作業割増	75	耐震等級割引（耐震等級2）	5C	耐震診断割引	5F	S評価割引	8L
建築年割引	5A	耐震等級割引（耐震等級3）	5D	指定工務店割引	8N		

特　約　コ　ー　ド

（1）申込書（2/2）の特約欄の特約名は略称です。正式名称は次のとおりです。

コード	略　称	特　約　名	コード	略　称	特　約　名
共　通			－	借家賠・修理費用総合	借家人賠償責任・修理費用総合補償特約
－	被害事故弁護士費用	被害事故弁護士費用等補償特約	－	持ち出し家財	持ち出し家財補償特約
4L	仮すまい費用	仮すまい費用補償特約	すまいの保険（お家ドクター・マンションドクター）		
－	個人賠償総合	個人賠償責任総合補償特約	J1	風・雹・雪災補償（20万円FC払）	風災・雹災・雪災危険補償特（約20万円フランチャイズ払）
5C	（個賠）保管物対象外	保管物賠償責任補償対象外特約	V7	風・雹・雪災補償（実損払）	風災・雹災・雪災危険補償特約（実損払）
－	類焼損害	類焼損害補償特約	J3	盗難水濡れ等補償	盗難・水濡れ等危険補償特約
－	建物管理賠償	建物管理賠償責任補償特約	J4	破損汚損等補償	破損・汚損等危険補償特約
T8	集団	集団扱に関する特約	V1	水災補償（定率払）	水災危険補償特約（定率払）
T9	集合	集合契約に関する特約（ローン付帯火災保険用）	J2	水災補償（実損払）	水災危険補償特約（実損払）
7J	指定工務店	指定工務店特約	V9	残存物取片づけ費用	残存物取片づけ費用補償特約
住宅安心保険			V3	修理付帯費用（管理組合用）	修理付帯費用補償特約（マンション管理組合用）
4C	落下飛来衝突対象外	落下、飛来および衝突危険補償対象外特約	7L	修理付帯費用（お家ドクター用）	修理付帯費用補償特約
4D	水濡れ対象外	水濡れ危険補償対象外特約	V2	事故時諸費用（10%払）	事故時諸費用補償特約（10%払100万円限度型）
4F	盗難対象外	盗難危険補償対象外特約	V5	水濡れ原因調査費用	水濡れ原因調査費用補償特約
4J	破損汚損等対象外	破損・汚損等危険損害補償対象外特約	7P	免責金額変更（風災・雹災・雪災危険用・5万円）	免責金額変更特約（風災・雹災・雪災危険用・5万円）
7M	免責金額変更（風災・雹災・雪災危険用・5万円）	免責金額変更特約（風災・雹災・雪災危険用・5万円）	7Q	免責金額変更（水濡れ危険用・5万円）	免責金額変更特約（水濡れ危険用・5万円）
7N	免責金額変更（水濡れ危険用・5万円）	免責金額変更特約（水濡れ危険用・5万円）	－	管理組合役員賠償・対応費用	管理組合役員賠償責任・対応費用補償特約

（2）上記以外の特約

コード	特　約　名	コード	特　約　名	コード	特　約　名
共　通		U5	借家人賠償責任総合・修理費用総合補償対象外特約（社宅包括特約（住宅安心用）用）	V4	事故時諸費用補償特約（20%払3,000万円限度型）
5D	個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）			V6	失火見舞費用補償特約
7R	建物の復旧に関する特約	6Q	保険の対象の範囲に関する特約	V8	宅配ロッカー内動産補償特約
住宅安心保険		6P	地震火災費用補償特約	4U	落雷危険補償対象外特約
4H	水災危険補償対象外特約	6R	臨時費用保険金補償対象外特約	6Z	管理組合役員・行事参加者の傷害一時金補償特約
4E	風災・雹災・雪災危険補償対象外特約	6S	特別費用保険金補償対象外特約	7K	個人賠償責任（包括）の敷地外補償対象外特約
4G	通貨・預貯金盗難危険補償対象外特約	5Y	法人等契約の被保険者に関する特約		
U1	集合契約に関する特約（賃貸住宅入居者用・住宅安心保険用）				
U3	社宅包括特約（住宅安心用）	すまいの保険（お家ドクター・マンションドクター）			
U4	社宅包括特約（住宅安心・長期用）	J9	家財補償特約		

自動的にセットされる特約

次の特約は「自動的にセットされる場合」の記載内容に合致した場合に自動的にセットされます。特約の適用や詳細につきましては、ご契約のしおり等によりご確認ください。

特　約　名	自動的にセットされる場合
先物契約特約	保険期間の始まる以前にご契約された場合
代位求償権不行使特約	賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の方が占有する建物を保険の対象とする場合
動物特約	保険の対象に飼育または愛がん用の動物が含まれる場合
植物特約	保険の対象に観賞用植物が含まれる場合（住宅安心保険、すまいの保険（お家ドクター）契約の場合）
賠償事故の解決に関する特約	個人賠償責任総合補償特約、個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約または建物管理賠償責任補償特約をセットされた場合
建物の復旧に関する特約（特約コード：7R）	保険の対象に建物が含まれる場合（住宅安心保険、すまいの保険（お家ドクター）契約の場合）
保険料の返還または請求に関する特約（地震保険用）	地震保険をセットされた場合
修理付帯費用補償特約（特約コード：7L）	すまいの保険（お家ドクター）をご契約された場合
残存物取片づけ費用補償特約（特約コード：V9）	
マンション管理組合特約	すまいの保険（マンションドクター）をご契約された場合
同居人が居住する場合の被保険者に関する特約	保険の対象が家財のみかつ借家人賠償責任・修理費用総合補償特約をセットされた場合（住宅安心保険契約の場合）

申込書の「保険料のお支払方法」欄の記載内容によりセットされる特約

ー	保険料分割払特約	「お支払方法回数」欄で「分割12回払」を選択された場合
ー	団体扱・集団扱特約	団体扱・集団扱でご契約の場合
18	長期保険保険料一括払特約	「お支払方法回数」欄で「長期一括」または「自動継続5年（長期一括）」を選択された場合
20	長期保険保険料年払特約	「お支払方法回数」欄で「長期年払」を選択された場合
1Y	初回保険料の払込みに関する特約	「お支払方法・初回保険料」欄で「口座振替」を選択された場合
7Y		「お支払方法・初回保険料」欄で「コンビニ払」を選択された場合
8Y		「お支払方法・初回保険料」欄で「請求書払」を選択された場合
96	保険契約の自動継続に関する特約	「お支払方法回数」欄で保険期間1年以下の「自動継続1年」を選択された場合
5Z	保険契約の自動継続に関する特約（複数年継続用）	「お支払方法回数」欄で「自動継続5年（長期一括）」を選択された場合
30	自動継続特約（地震保険用）	「お支払方法回数」欄で地震保険「自動継続1年」を選択された場合
89	長期保険保険料払込特約（地震保険用）	「お支払方法回数」欄で「地震長期一括払」を選択された場合

地震保険対象物件チェックシート

●地震保険の対象は、居住の用に供する建物および生活用動産（家財：ただし高額貴金属等は対象外）です。
●居住の用に供する建物とは、次のいずれかのものをいいます。
①建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物
②完成後に居住する方が確定した時点以降の建築中の建物
③居住の用に供しうる状態※にある空家（販売用および居住予定のないものを除く）・別荘（営業用（対価を得て宿泊させる用途のもの）や法人等の保養施設を除く）
※炊事場、トイレ等の居住用設備を有し、増改築等を施さなくとも居住が可能で、かつその部分が、住居以外の用途に使用されていない状態
●下記のチェックシートに従い判定の上、引受けを行います。
●なお、対象とならない物件に地震保険をセットしても、地震保険金は支払われませんのでご注意ください。

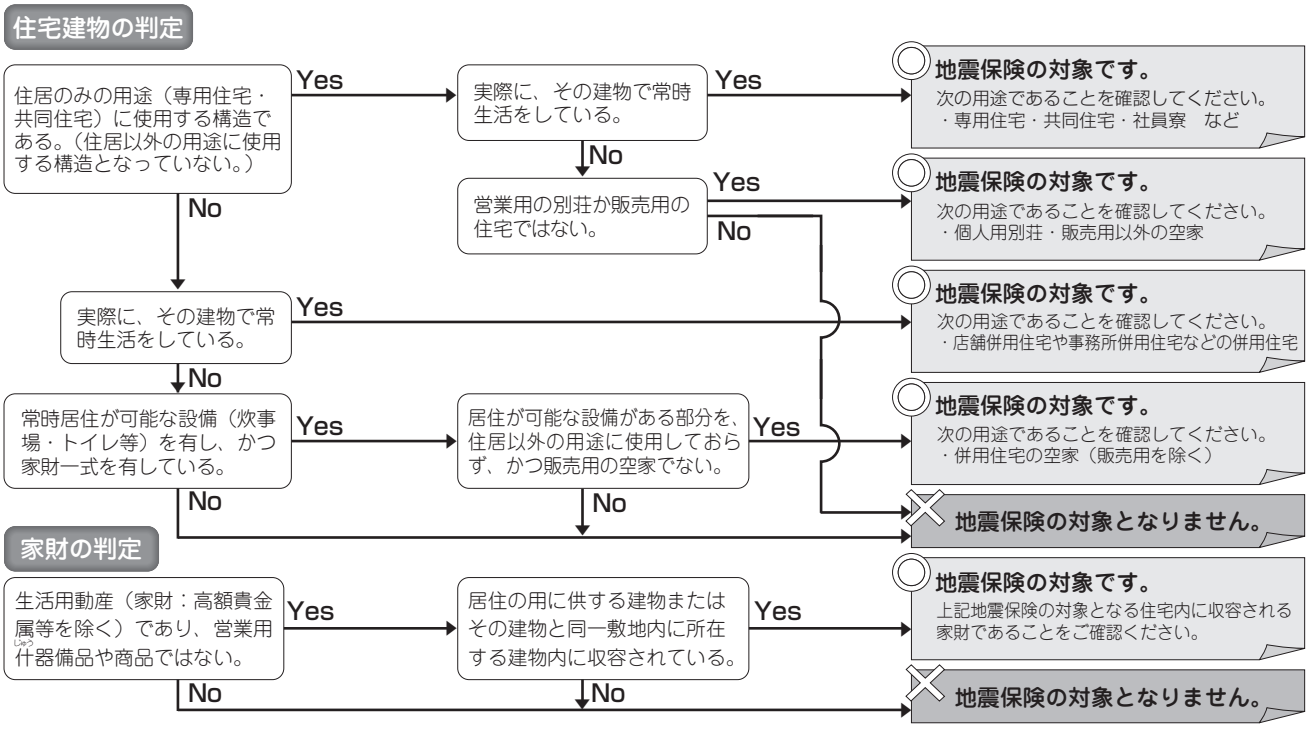

※上記のいずれにも該当しない場合や判定が困難な物件については、取扱代理店または弊社にご照会ください。

重要事項説明書

【住宅安心保険】【すまいの保険（お家ドクター火災保険）】【マンション管理組合特約付すまいの保険（マンションドクター火災保険）】をご契約いただくお客さまへ

火災保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」など）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、「契約概要」「注意喚起情報」の記載事項を被保険者に必ずご説明ください。

契約概要…保険の内容のご説明　**注意喚起情報**…特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険商品に応じた普通保険約款、特約および利用規定によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、弊社ホームページ（https://www.nisshinfire.co.jp/）のインターネット約款または「ご契約のしおり」をご覧ください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店または弊社にお問合せください。

1　契約締結前におけるご確認事項

（1）商品の名称、仕組み

①商品の名称…**契約概要**

住宅安心保険	補償・サービスが充実した総合型の火災保険
すまいの保険 （ペットネーム：お家（うち）ドクター火災保険）	必要な補償を選んで設計できる火災保険
マンション管理組合特約付すまいの保険 （ペットネーム：マンションドクター火災保険）	マンション共用部分専用の保険

②商品の仕組み…**契約概要**

事故によって保険の対象に生じた損害および事故によって生じた費用を補償します。お客さまが実際にご契約される補償内容につきましては、セットする特約等により決定されますので、申込書等をご確認のうえお申込みください。

◎：基本となる補償　○：特約のセットが必要な補償　●：特約のセットにより対象外とできる補償

		住宅安心保険	すまいの保険	マンション管理組合特約付すまいの保険
建物や家財の補償	1 火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎（落雷のみ●）	◎
	2 風災、雹（ひょう）災、雪災	◎（注）	○	◎
	3 水災（床上浸水等）	◎（注）	○	○
	4 盗難	●	○	◎
	5 給排水設備等からの水ぬれ	●	○	◎
	6 建物外部からの物体の衝突等	●	○	◎
	7 破損・汚損等	●	○	○

＋ ※原則自動セット 地震保険

（注）更改のご契約は、特約のセットにより対象外とすることができます。また、新規のご契約は、ご契約条件によっては、対象外とすることができる場合があります。

＋

	住宅安心保険	すまいの保険	マンション管理組合特約付すまいの保険
費用の補償	◎損害防止費用 ●臨時費用保険金 ◎残存物取片づけ費用保険金 ◎失火見舞費用保険金 ◎修理付帯費用保険金 ●特別費用保険金	◎損害防止費用 ○事故時諸費用保険金 ◎残存物取片づけ費用保険金 ◎修理付帯費用保険金	◎損害防止費用 ◎事故時諸費用保険金 ○残存物取片づけ費用保険金 ○失火見舞費用保険金 ○修理付帯費用保険金

	住宅安心保険	すまいの保険	マンション管理組合特約付 すまいの保険
賠償の補償	○建物管理賠償責任補償特約 ○個人賠償責任総合補償特約 ○借家人賠償責任・修理費用総合補償特約 ○類焼損害補償特約	○建物管理賠償責任補償特約 ○個人賠償責任総合補償特約 ○類焼損害補償特約	○建物管理賠償責任補償特約 ○個人賠償責任総合補償特約（包括契約用） ○管理組合役員賠償責任・対応費用補償特約
その他の補償	○持ち出し家財補償特約 ○仮すまい費用補償特約 ○地震火災費用補償特約 ○家賃損失補償特約 ○被害事故弁護士費用等補償特約 ○指定工務店特約 ◎建物の復旧に関する特約	○仮すまい費用補償特約 ○家賃損失補償特約 ○被害事故弁護士費用等補償特約 ○指定工務店特約 ◎建物の復旧に関する特約	○電気的・機械的事故補償特約 ○水濡れ原因調査費用補償特約 ○宅配ロッカー内動産補償特約 ○管理組合役員・行事参加者の傷害一時金補償特約

（2）補償内容の概要、保険の対象および保険金額の設定方法等

①補償内容の概要… **契約概要** 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合		
建物や家財の補償	以下の1から7の事故によって保険の対象に損害が生じた場合（注１）（注２）	
	1火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。
	2風災、雹（ひょう）災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹（ひょう）災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩（なだれ）による雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）をいいます。 ※建物の外側の部分の破損を伴わない、自然劣化等による雨漏りによる損害は対象となりません。
	3水災（床上浸水等）	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、 ●新価額の 30%以上の損害が生じた場合 ●床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水となった場合　をいいます。
	4盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。 ※預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつ、その預貯金証書により預貯金口座から現実に現金が引き出された事実がある場合に限ります。
	5給排水設備等からの水ぬれ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢（いつ）水による水ぬれをいいます。 ア．給排水設備に生じた事故 イ．被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故 ※給排水設備自体に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
	6建物外部からの物体の衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または騒擾（じょう）、集団行動もしくは労働争議に伴う暴力・破壊行為をいいます。
	7破損・汚損等	1から6までの事故以外の不測かつ突発的な事故をいいます。

（注１）すまいの保険では、2から7までの補償は特約をセットすることにより補償の対象となります。
（注２）マンション管理組合特約付すまいの保険では、3および7の補償は特約をセットすることにより補償の対象となります。

保険金をお支払いしない主な場合
● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ● 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入（すが漏れを含みます。）によって生じた損害 ● 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害　など

②お支払いする損害保険金の額… 契約概要 注意喚起情報

保険の対象	お支払いする損害保険金の額（注１）（注２）（注３）
建物	損害保険金＝損害の額－自己負担額（免責金額）（１回の事故につき建物保険金額が限度）
家財	損害保険金（注４）＝損害の額－自己負担額（免責金額）（１回の事故につき家財保険金額が限度） ただし、「通貨・預貯金証書の盗難」の場合は次のとおりです。 損害保険金＝損害の額（１回の事故につき１敷地内ごとに通貨は 20 万円、預貯金証書は 200 万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度）
高額貴金属等	損害保険金（注４）（注５）＝損害の額－自己負担額（免責金額）（１回の事故につき高額貴金属等保険金額が限度）

（注１）「水災」の場合、すまいの保険およびマンション管理組合特約付すまいの保険では、実損払方式または定率払方式を選択いただくことができます。
定率払方式においては、下表の損害割合（損害額の保険の対象の価額に対する割合）に応じて損害保険金をお支払いします。

損害割合		お支払いする損害保険金の額	
①損害額が新価額の 30%以上のとき		損害の額（１回の事故につき保険金額が限度）	
①に該当しない場合で、保険の対象である建物が、床上浸水または地盤面より 45㎝を超える浸水となった場合	②損害額が新価額の 15%以上 30%未満のとき	保険金額×10%（１回の事故につき、１敷地内ごとに 200 万円が限度）	左記②③の合計は、１回の事故につき、１敷地内ごとに 200 万円が限度
	③損害額が新価額の 15%未満のとき	保険金額×5%（１回の事故につき、１敷地内ごとに 100 万円が限度）	

（注２）「風災、雹（ひょう）災、雪災」の場合、マンション管理組合特約付すまいの保険では、損害の額が 20 万円以上となった場合に損害保険金をお支払いする方式もあります。
（注３）損害の額の算定において、「建物」「家財」は新価額、「高額貴金属等」は時価額を基準とします。
（注４）「破損・汚損等」の場合、１回の事故につき１個または１組ごとに 30 万円が限度となります。
（注５）「盗難」の場合、１回の事故につき１個または１組ごとに 100 万円が限度となります。

③主な特約の概要… 契約概要 注意喚起情報

個人賠償責任総合補償特約	保険証券記載のご本人やそのご家族が偶然な事故により日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします（示談交渉サービスつき（注１））。
指定工務店特約 ※住宅安心保険（注２）・すまいの保険にセットすることができます。	保険の対象である建物に事故が発生したときに、弊社が指定する工務店（以下「指定工務店」といいます。）が修理することをお約束いただくことで建物の保険料が３%割引（注３）となります。 【事故発生時の流れ】 ・お客さまから弊社または代理店にご連絡をいただきます。 ・弊社より指定工務店に関するお手続きについてご案内します。 ・指定工務店が損傷箇所の修理を行います。 【ご注意ください】 指定工務店以外の修理業者が建物の修理を行った場合は、お支払いする保険金が３%削減されることがあります。ただし以下の場合を除きます。 ・大規模自然災害や緊急対応のため日新火災が指定工務店をご案内できないとき等、やむを得ない事情がある場合 ・水災危険補償特約（定率払）、地震火災費用補償特約等、損害の状況により保険金を定率払でお支払いする場合
建物の復旧に関する特約 ※住宅安心保険（注２）・すまいの保険に自動セットされます。	保険の対象である建物に事故が発生した場合は、事故が生じた日の翌日から起算して３年以内に建物を復旧した場合、または建物を復旧することをお約束いただいた場合に保険金をお支払いします。（注４）

（注１）「国外で発生した事故の場合」「被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合」等は対象外です。
（注２）保険の対象に居住用建物が含まれる場合に限ります。
（注３）ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
（注４）建物の復旧をお約束いただき保険金をお支払いした後、上記の期限内に復旧を行わなかった場合は、保険金を返還いただく場合があります。

④補償の重複… 注意喚起情報

下記の特約は、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります（ご本人だけでなく、ご家族の契約との重複もありえます。）。この場合、いずれか一方の保険契約からしか保険金が支払われず、他の保険契約の保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご検討ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	住宅安心保険またはすまいの保険の個人賠償責任総合補償特約	・自動車保険の日常生活賠償責任補償特約 ・日常生活傷害補償保険の個人賠償責任危険補償特約
②	住宅安心保険の持ち出し家財補償特約	日常生活傷害補償保険の携行品損害補償特約
③	住宅安心保険またはすまいの保険の被害事故弁護士費用等補償特約	日常生活傷害補償保険の弁護士費用・法律相談費用補償特約

⑤保険の対象… 契約概要

保険の対象は、住宅安心保険およびすまいの保険では「居住用建物（注１）」または「家財（注２）（注３）」となります。マンション管理組合特約付すまいの保険では「建物の共用部分および区分所有者共有の動産（注４）」となります。

（注１）新規でご契約の場合、すまいの保険では共同住宅一棟全体を保険の対象とすることはできません。

（注２）家財は、建物と別に保険金額を設定することにより保険の対象となります。

（注３）以下の物は保険の対象に含まれません。ただし、通貨・預貯金証書は、家財が保険の対象である場合において、盗難による損害についてのみ保険の対象として扱います。

a．自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が 125cc 以下のものをいいます。）およびその付属品
b．通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物
c．クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物　など

（注４）（注３）a.～c.の物および高額貴金属等は、保険の対象に含まれません。ただし、通貨・預貯金証書は、盗難による損害についてのみ保険の対象として扱います。

⑥保険金額の設定… 契約概要

- 保険金額は、万一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の上限額となります。保険金額が評価額に満たない場合には、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなる場合がありますので、事故が発生した際に十分な補償が受けられるようお決めください。ただし、評価額より多く設定されても、保険金のお支払は評価額までとなります。
- 住宅安心保険およびマンション管理組合特約付すまいの保険において、建物の保険金額は評価額（新価額によって定めます。）に対して一定の割合（約定割合）を乗じた額にて、また、住宅安心保険およびすまいの保険において、家財の保険金額は評価額（新価額によって定めます。）を基準として 100 万円単位でお決めいただくことが可能ですが、いずれも評価額いっぱいでご契約いただかない場合、保険料が割高となる場合があります。
- 高額貴金属等の保険金額は、時価額を基準として、家財の保険金額とは別に設定します。特にご指定がない場合は 100 万円となりますが、500 万円または 1,000 万円に増額して設定することも可能です。

⑦自己負担額（免責金額）の設定… 契約概要 注意喚起情報

- 住宅安心保険・すまいの保険

０円、５万円、10 万円のいずれかを選択ください。

ただし、以下のとおり、選択した金額と異なる自己負担額(免責金額)を適用する場合があります。

【自己負担額(免責金額)０円を選択した場合】

・下表の事故について、自己負担額（免責金額）が自動的に設定されます。

保険の対象	事故の種類	自己負担額(免責金額)
すべて	破損・汚損等	５万円
すべて（注１）	水ぬれ	５万円（注２）
築 15 年以上の建物（注１）	風災・雹（ひょう）災・雪災	５万円（注２）

・風災・雹（ひょう）災・雪災の事故について、自己負担額(免責金額)を任意に５万円とすることができます。（注２）

（注１）建物と家財を１保険契約で契約（すまいの保険の場合は家財補償特約をセット）いただいた場合は、家財についても自己負担額(免責金額)が５万円となります。

家財のみを保険の対象とする契約の場合は、自己負担額(免責金額)が０円となります。
（注２）免責金額変更特約のセットにより、５万円の自己負担額（免責金額）が設定されます。

【自己負担額（免責金額）５万円または 10 万円のいずれかを選択した場合】
・通貨・預貯金証書の盗難事故については、自己負担額(免責金額)が0円となります。
・すまいの保険の水災危険補償特約（定率払）をセットしている場合、水災事故については、自己負担額（免責金額）が0円となります。

次の特約の自己負担額（免責金額）は、自動的に設定されます。
・個人賠償責任総合補償特約（保管物賠償責任）の自己負担額（免責金額）は、5,000 円となります。
・住宅安心保険の持ち出し家財補償特約の自己負担額（免責金額）は、3,000 円となります。

➢ マンション管理組合特約付すまいの保険
財産に関する補償は、0円、5万円、10 万円、20 万円のいずれかを選択ください。
建物管理賠償責任補償特約および個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）は、それぞれ0円、5万円、10 万円、20 万円、30 万円のいずれかを選択ください。
※風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（20 万円フランチャイズ払）または水災危険補償特約（定率払）をセットした場合、自己負担額（免責金額）は０円となります。
※風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（実損払）または盗難・水濡れ等危険補償特約をセットした場合で、自己負担額（免責金額）0円を選択したときは、補償される事故に応じた免責金額変更特約のセットにより風災・雹（ひょう）災・雪災事故もしくは水ぬれ事故の自己負担額（免責金額）を５万円とすることができます。
※次の事故または特約は、選択した自己負担額（免責金額）と異なる金額が自動的に設定されます。
・破損・汚損等、電気的・機械的事故および管理組合役員賠償責任・対応費用補償特約の弁護士相談等費用の自己負担額（免責金額）は、１万円となります。
・宅配ロッカー内動産補償特約の自己負担額（免責金額）は、5,000 円となります。

⑧保険期間および補償の開始・終了時期… 契約概要 注意喚起情報

	住宅安心保険	すまいの保険	マンション管理組合特約付すまいの保険
保険期間	１年～５年		

※１年未満の短期契約も可能です。住宅安心保険およびすまいの保険については、自動継続特約（保険契約の自動継続に関する特約）をセットすることで、１年間ずつ自動的に継続する方式を選択いただくことができます（自動継続期間は５年までとなります。）。また、融資期間が５年を超える住宅ローンをご利用のお客さまは、５年間ずつ自動的に継続する方式をご選択いただくこともできます。
➢ 補償の開始：始期日の午後４時（これと異なる時刻が申込書等に記載されている場合は、その時刻）
➢ 補償の終了：満期日の午後４時

（３）保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み… 契約概要 注意喚起情報

➢ 保険料は、保険金額、自己負担額（免責金額）、保険期間、保険の対象の所在地・面積・構造・用法・範囲・建築年等によって決まります。水災補償の保険料は、保険の対象の所在地の水災リスクに応じた水災等地（保険料の最も安い「１等地」から最も高い「５等地」までの５つの区分）によって決まります。
➢ 住宅安心保険およびすまいの保険において、保険の対象に居住用建物が含まれる場合、築年数に応じて保険料が変わりますので、必ず建築年月をご確認ください（建築年月が確認できない場合、実際の築年数により算出した場合に比べ、保険料が高くなる場合があります。）。
➢ マンション管理組合特約付すまいの保険の保険料は、保険金額、保険期間、自己負担額（免責金額）、築年数、診断点数等に応じて異なります。そのため、更改前契約と同じ補償内容であっても、築年数や診断点数によって保険料が高くなることがあります。また、2027 年９月までの更改契約（2024 年 10 月以降新規契約の更改契約を除く）は、事故頻度に応じて保険料が異なる場合があります。
➢ お客さまが実際にご契約される保険料については、申込書等でご確認ください。

②保険料の払込方法… 契約概要 注意喚起情報

➢ 保険料はキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払・長期一括払	分割払・長期年払
口座振替、クレジットカード払	○	○
コンビニ払、請求書払	○	×

- 現金払の場合、保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い… 注意喚起情報

保険料は、保険証券等に記載の保険料払込期日までにお払込みください。保険料払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。

※第２回目以降の分割保険料について、保険料払込期日の翌月末日までに払込みがないことが２回あった場合は、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求します。

（４）地震保険の取扱い

①商品の仕組み… 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、住宅安心保険、すまいの保険またはマンション管理組合特約付すまいの保険（以下「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名（法人の場合はご捺印）が必要となります（お電話またはタブレット手続きにてご契約手続きをされた場合は不要です。）。

②補償内容… 契約概要 注意喚起情報

地震、噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

<table>
<tr><th rowspan="2">損害の程度</th><th colspan="5">認定の基準</th><th rowspan="2">お支払いする保険金の額</th></tr>
<tr><th colspan="4">建物</th><th colspan="2">家財</th></tr>
<tr><td>全損</td><td rowspan="4">主要構造部（注）の損害額</td><td>建物の時価額の50%以上</td><td rowspan="4">焼失・流出した床面積</td><td>建物の延床面積の70%以上</td><td rowspan="4">家財の損害額</td><td>家財全体の時価額の 80%以上</td><td>地震保険の保険金額の100%
（時価額が限度）</td></tr>
<tr><td>大半損</td><td>建物の時価額の40%以上 50%未満</td><td>建物の延床面積の50%以上 70%未満</td><td>家財全体の時価額の60%以上 80%未満</td><td>地震保険の保険金額の 60%
（時価額の 60%が限度）</td></tr>
<tr><td>小半損</td><td>建物の時価額の20%以上 40%未満</td><td>建物の延床面積の20%以上 50%未満</td><td>家財全体の時価額の30%以上 60%未満</td><td>地震保険の保険金額の 30%
（時価額の 30%が限度）</td></tr>
<tr><td>一部損</td><td>建物の時価額の３%以上 20%未満</td><td>床上浸水</td><td>全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水を受け損害が生じた場合</td><td>家財全体の時価額の 10%以上 30%未満</td><td>地震保険の保険金額の５%
（時価額の５%が限度）</td></tr>
</table>

（注）基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

※１回の地震等（注1）による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が 12.0 兆円（注2）を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12.0\text{兆円}^{(注2)}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

（注１）72 時間以内に生じた２回以上の地震等は、これらを一括して１回の地震等とみなします。（注２）2024 年４月現在

③保険金をお支払いしない主な場合… 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して 10 日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

など

④保険期間… 契約概要

- 地震保険の保険期間は最長５年です。以下の方式をお選びいただけます。
  - 主契約の保険期間とあわせてご契約いただく方式
  - １年間ずつ自動的に継続する方式
- 主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）… 契約概要

- 地震保険の対象は、「居住用建物」または「家財」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできません。また、マンション管理組合特約付すまいの保険における「区分所有者共有の動産」も地震保険の対象に含まれませんのでご注意ください。
- 次の物は、地震保険の対象に含まれません。

● 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ● 自動車 ● 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物（注）	● 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの（注） ● 商品、営業用什器（じゅう）・備品その他これらに類する物

（注）主契約で保険の対象であっても、地震保険では対象となりません。

- 地震保険の保険金額は、主契約の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。
- マンション管理組合特約付すまいの保険に地震保険をセットする場合、区分所有者（地震保険の対象となる居住用戸室）ごとに、建物の専有部分に対してご契約されている地震保険の保険金額と持分割合に応じた区分所有者ごとの共用部分の保険金額を合算して5,000万円を超えないように保険金額を設定してください。5,000万円を超えた場合も、合算して支払う地震保険金は区分所有者（地震保険の対象となる居住用戸室）ごとに5,000万円が限度となります。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「免震建築物割引」「耐震等級割引」「耐震診断割引」「建築年割引」を適用できる場合があります。お客さまが実際にご契約される保険料については、申込書等でご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受けできませんのでご注意ください。

（5）マンション管理士による診断…注意喚起情報

マンション管理組合特約付すまいの保険では、マンション管理士による事前の診断を行い、診断結果に応じて引受条件を決定します。診断を行わずにご契約いただくことは原則できませんので、必ず事前に診断を受けてください。

※築年数10年未満の場合は診断を行わずにご契約いただくことができます。

（6）「S」評価マンション割引制度…注意喚起情報

（5）のマンション管理士による診断の結果、最も評価の高い「S」評価を獲得した場合、当該マンションの区分所有者が住宅安心保険またはすまいの保険をご契約いただく際に、建物の保険料が5％割引（注）になります。必ず管理組合に診断の有無および診断結果をご確認ください。お客さまから、管理組合による「S」評価マンションの証明書または「S」評価マンションの診断レポートのコピーをご提出いただけない場合は、割引の適用はできません。

（注）ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

2 契約締結時におけるご注意事項

（1）保険契約申込書などの正確なご記入…注意喚起情報

ご契約締結時に、弊社が告知を求めた事項（告知事項）を正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書等に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【主な告知事項…申込書等に★印または☆印で示した項目】

- 保険の対象の所在地
- 保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造・用法
- 保険の対象である建物の建築年月
- 保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無
- （マンション管理組合特約付すまいの保険のみ）指定期間内における保険金請求事故件数　　など

※告知事項は申込書等でご確認ください。

※ご契約内容により告知事項は異なります。

（2）クーリングオフ（申込撤回または契約解除）…注意喚起情報

保険期間が１年を超えるご契約は、ご契約のお申込後であっても、クーリングオフを行うことができます。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて８日以内です。この期間内に必ず、弊社宛に書面を郵送（８日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ掲載のお問い合わせフォームでご通知（８日以内の発信日有効）ください（取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることができません。）。

クーリングオフが行われた場合は、既にお支払いただいた保険料は速やかにお客さまに返還します。弊社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、下記のご契約などは、クーリングオフを行うことはできません。

- 保険期間が１年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団などが締結したご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通信販売に関する特約（インターネット用）が付帯されたご契約

〈ハガキの記載内容〉

表面［宛先］

〒330-9311
埼玉県さいたま市浦和区
上木崎二丁目七番五号
日新火災海上保険株式会社
クーリングオフ係　行

裏面［記載事項］

①ご契約をクーリングオフする旨の内容
②ご契約を申し込んだお客さまのご住所、ご氏名（押印）、お電話番号（ご自宅・携帯）
③ご契約を申し込んだ年月日
④ご契約を申し込んだ保険契約の内容（保険種類、証券番号・領収証番号）
⑤ご契約の取扱代理店・仲立人名

3 契約締結後におけるご注意事項

（1）変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項…注意喚起情報

ご契約締結後、申込書・保険証券等に☆印で示した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかったときは、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【主な通知事項】

①保険の対象である建物または家財を収容する建物の構造・用途の変更
②保険の対象の他の場所への移転
③転居等によるご連絡先・ご住所などの変更（注１）
④保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし（注１）
⑤保険の対象である建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合（注２）
など

（注１）③または④の事項に変更がある場合に、ご通知いただけなかったときは、重要なお知らせをご案内できないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

（注２）⑤の譲渡・売却に伴い、保険契約上の権利・義務を譲受人に譲渡する場合は、上記にかかわらず、あらかじめ取扱代理店または弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に保険の対象を譲渡された場合は、その事実が発生した時に保険

契約は失効します。

次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。この場合において、弊社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

・専用住宅・併用住宅（事務所兼住宅・店舗兼住宅等）から専用事務所・店舗等へ変更する場合　　など

（２）ご契約を解約する場合…契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することがあります。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分の保険料よりも少なくなります。

4 その他のご注意事項

（1）お客さま情報の取扱い…注意喚起情報

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更などの判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社などに提供を行います。
なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。
詳細については、弊社ホームページ（https://www.nisshinfire.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または弊社までお問合せください。

（2）重大事由による解除…注意喚起情報

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合　　など

（3）保険会社破綻時などの取扱い…注意喚起情報

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金、解約返れい金などのお支払が一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合に契約者保護を行う機関として、「損害保険契約者保護機構」があります。

（4）契約締結に関するその他のご注意事項…注意喚起情報

- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。
- 保険金請求状況によっては、次回ご契約時に継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

（5）自動継続特約（保険契約の自動継続に関する特約）をセットされた場合の取扱い注意喚起情報

自動継続特約とは、ご契約者と弊社との間にあらかじめ保険契約の自動継続についての合意がある場合に、保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容（注１）（注２）で自動的に保険契約を継続するものです。継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。自動継続は、満期日の属する月の前月 10 日までにご契約者（または弊社）から申し出ることにより、停止することができます。保険金請求状況によっては、自動継続を停止させていただくことがあります。

（注１）普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

（注２）建築費または物価の変動等に伴い、建物評価額および保険金額は変更になる場合があります。

（6）満期返れい金・契約者配当金…契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

【住宅の修理に関するトラブルにご注意ください】

「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または弊社にご相談ください。
トラブルがあった場合には、消費者ホットライン（188 番）にご相談ください。
詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html

5 用語および略称の説明

用語	説明
家財	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。
居住用建物	建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物をいいます。建築中の建物および常時居住の用に供しうる状態にある別荘（営業用を除きます。）、空家（売却用は除きます。）を含みます。
高額貴金属等	家財のうち、貴金属・宝玉・美術品等で１個または１組の価額が 30 万円を超えるものや稿本・設計書等をいいます。
時価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
新価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい、再調達価額ともいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険契約の補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約条件等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険の対象	保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

〈弊社の相談・苦情・連絡窓口〉
お客さま相談窓口
フリーダイヤル　0120-17-2424
［受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）］

〈事故のご連絡〉
日新火災事故受付センター
フリーダイヤル　0120-232-233
［受付時間 24 時間・365 日］

〈ご契約内容に関するご質問やご相談等〉
日新火災テレフォンサービスセンター
フリーダイヤル　0120-156-932
［受付時間 平日　／ 9:00～18:00
土日祝 ／ 9:00～17:00］

〈弊社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）〉…注意喚起情報
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽＡＤＲセンター
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル
（全国共通・通話料有料）　0570-022808
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
［受付時間 9:15～17:00
（土日祝および 12/30～1/4 除く）］

2024 年３月作成版